

平成26年度第4回府中市障害者計画推進協議会

会議録

■ 日 時：平成26年7月18日（金） 午後2時～3時40分

■ 場 所：府中市役所北庁舎3階第3会議室

■ 出席者：（敬称略）

<委 員>

高倉義憲、下條輝雄、山本博美、野村忠良、石見龍也、古寺久仁子、
播磨あかね、鈴木政博、桑田智、荒畑正子、河井文、中山圭三

<事務局>

福 祉 保 健 部：川田部長、遠藤次長兼地域福祉推進課長

障害者福祉課：松下課長、相馬課長補佐兼生活係長、大島給付係長、
長岡精神保健担当主査、布目、阿部

地域福祉推進課：宮崎課長補佐兼福祉計画担当副主幹、飯泉

生活構造研究所：柏木

■ 傍聴者：0人

■ 議 事：1 前回会議録について

2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案について

3 その他

■ 資 料：資料1 平成26年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録（案）

資料2 府中市福祉計画 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）素案
（55～114ページ）

資料3 計画素案に関するご意見と対応方法

参考資料 障害福祉計画（第3期）進行管理一覧表

開 会

■事務局

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただ今より、平成26年度第4回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。

(※ 資料の確認)

続いて、本日の会議ご欠席の委員についてご連絡いたします。

本日は、杉本委員、鈴木卓郎委員、真鍋委員、山口委員、諸隈委員、藤巻委員からご欠席とのご連絡を受けております。

本日の会議の進行につきましては、次第に記載のとおり、会議録のご承認と前回会議でいただいたご意見を反映した計画素案の修正版に関するご協議を主な議事としております。本日も確認いただいた素案をもとに、パブリックコメントを実施する予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここから会長に進行をお願いいたします。

■会 長

第4回府中市障害者計画推進協議会を始めさせていただきます。天候不順の中、お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。通常ですと、会議の公開に当たり、傍聴希望の方にご入室を賜るのですが、本日は傍聴希望の方はいらっしゃらないということですので、早速議事次第に従って会議に入っております。

1 前回国議録について

■会 長

議事の1番、前回国議録についてです。事務局から説明をお願いします。

■事務局

資料1、本協議会の平成26年度第3回国議の会議録案でございます。こちらの内容は記載のとおりでございますので、ご承認いただきましたら、所定の手続きの上、会議録の公開を予定しております。ご確認をよろしくお願いいたします。

■会 長

何かご意見などございましたら、お願いしたいと思います。

(※ 発言なし)

事務局は、所定の手続きで本会議録の公開をお願いします。よろしくお願いいたします。

2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案について

■会 長

議題の2、「府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の素案について」でございます。事務局から説明をお願いします。なお、資料の内容が若干多くございますので、事務局には区切りながら説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

■事務局

はじめに、資料についてご説明いたします。資料2は、次期計画の素案のうち、55～114ページを抜粋したものでございます。前回会議でご確認いただいた55～94ページの、次期障害者計画の課題、基本的な考え方、重点施策、計画の目標に向けた取組みにつきましては、いただいたご意見をもとに修正をしており、修正部分は網掛けとしております。95ページ以降は、第5章として「障害福祉計画（第4期）」、第6章として「計画の推進に向けて」を、今回初めてお示ししております。

次に、資料3は、前回会議及び会議後に委員の皆様からいただいたご意見とご意見への対応方法をまとめたものでございます。表内の「記載ページ」は素案のページ番号と対応しておりますので、合わせてご確認ください。

それでは、資料2の中身、修正部分について順にご説明いたします。

(※ 資料2の55～71ページについて説明)

以上が、第3章「重点施策」までの修正点のご説明でございます。

■会 長

事務局から説明がありましたここまでの点につきまして、資料3と合わせてご検討いただいて、ご意見やご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

3回ほど皆さま方からたくさんのご意見等を頂きまして、だいぶ盛り込まれているかとは考えていますが、いかがでございますか。

■委 員

今までも見せていただいていた文章だと思うのですが、申し訳ありません。61ページの「計画の考え方」の視点1の最初の文章なのですが、「全ての障害のある人に必要なサービスが提供されることが全ての市民の安心につながる」ということが、どうもしっくりいかなかったのです。同様に、視点2の最後の文章が、「全ての障害がある人が地域生活に必要なサービスを受けられることを目指す」という話になってしまっていて、この2つがサービスに限定的な表現になり過ぎているかなと思うのですが、いかがでしょうか。

この部分、文章に関しては、もうちょっと幅広い視点で全体の計画を考えている部分だと思うのですが、いかがでしょうか。

■会 長

おっしゃることはよく分かります。逆に、どのような表現がいいと思われませんか。

■委員

ここは、全ての障害のある人が安心して地域で生活できることは、全ての市民が安心できる町だということを言いたいのだろうと思うのですが、その文章は60ページにあります。60ページの下から5行目にある文章を具体的にしたいのだろうと思うのですが、サービスだけだと、サービス以外の部分が抜け落ちてしまっていて、残念だなと思いました。具体案がなく申し訳ありません。

■会長

とんでもございません。もう一点が、視点2の下から2行目のところのご指摘でしたよね。

■委員

サービスだけになってしまうと残念な気がします。

■会長

ここではすぐ結論が出ないと思いますので、文言も含めて、引き受けさせていただいてよろしいですか。

その他、いかがでしょうか。この後、福祉計画の会議が月末に予定されている関係で、一応、私どもで議論して修正を掛けるというのは、今日が最後のチャンスになります。「前はそう感じなかったけれども、今回はちょっと感じる」というところがございましたら、ご意見をいただければと思います。より良い計画案にしたいので、ぜひ積極的なご意見を賜りたく考えています。

■委員

先ほどのご指摘の部分は、前回の計画と全く同じ文章なのです。たたき台を作るに当たって、今までの計画を継続するかたちで、考え方も全て継続するというので、同じ文章なのだろうとは思いますが、しかし、委員がおっしゃるように、サービスだけでできればいいということではもちろんないので、それを含めて包括的に、心豊かに暮らせるような地域にするということが確かに足りないのかなと思います。

■会長

今のご意見も踏まえて、事務局、会長、副会長で、もう一回精査させていただきたいと思いますが、その上で、前回の計画との整合性ということで、ご要望に沿えない場合もあると思いますが、ご了解いただけますでしょうか。

■委員

はい。

■会 長

ありがとうございます。

■委 員

言い回しなのですが、63ページの(3)の「安心の地域生活のための」という表現は「安心して地域生活を送るための」の方がいいと思います。

■会 長

ご指摘ありがとうございます。では、これも再検討させていただきたいと思います。

他にご意見等ありますでしょうか。忌憚のないご意見を頂きたいと思います。

それでは、また後で、ご意見がありましたら、最後にいただくということで、次に移らせていただきたいと思います。

続きまして、「第4章 計画の目標に向けた取組」の説明を事務局からお願いします。

■事務局

それでは、第4章「計画の目標に向けた取組」の修正点をご説明させていただきたいと思えます。

(※ 資料2の74～94ページについて説明)

以上が、今回お示ししている素案の修正点でございます。その他、文言の修正についてご意見いただいた部分は、基本的に反映しておりますが、現行計画との継続性や関連計画との整合性を図る上で、ご意見を十分に反映できていない部分もございますので、その点はご了承いただければと存じます。また、本日ご確認いただいた内容をもとに計画の原案を作成いたしますが、今後の福祉計画及び関連分野計画の動きによって、変更させていただく部分も出てくることを、併せてご了承いただきますようお願いいたします。

■会 長

今、事務局から説明のあった項目につきまして、また少し時間を取らせていただきたいと思います。貴重なご意見を賜りたいと思います。

■委 員

修正部分ではないのですが、80ページの(3)①の「就労支援事業を中心とした就労支援体制」の内容の一番上に「委託相談支援事業所『み～な』で実施する就労支援事業」とあるのですが、「み～な」は現在、4つ事業を持っています。その中の1つが就労支援事業であり、その中のもう1つが委託相談支援事業になります。委託相談支援事業所の「み～な」の中で就労支援事業をやっているわけではなくて、同列の事業ということになります。そのため、若干、表現を変

えたほうがいいのかと思います。

■会 長

これも確認の上、修正の必要があれば、修正させていただきたいと思います。

■委 員

私は、自立支援協議会から出させていただいています。7月10日に自立支援協議会の相談支援部会がございました。その中で、もし間に合えば、この協議会の中でお話をさせていただきたいというご意見をいただきましたので、部会で出たご意見を申し上げさせていただきたいと思います。

相談支援部会ですので、ページで言いますと、76ページぐらいが相当する部分ではなかろうかと思いますが、もし間に合えばというところでしたので、その辺もお含みおきいただきたいと思います。まず、相談の担当者、もしくは相談支援事業所だけが受けるわけではない相談についてです。いわゆる作業所の職員等も様々な相談を受けられるような立場にありますので、例えば、そういった様々なセクションで受けた相談事を地域の中で解決していける仕組みが必要ではないかという意見がありました。そのような仕組みがあれば、より支援者側・担い手側にも分かりやすく、受け入れ側にも分かりやすいのではないかということです。

2点目は、恐らく相談機能の充実の項目に入っているのかもしれませんが、相談支援専門員の初任者研修を府中市内で行うことができないかということです。

3点目は、相談員に限らず、関係機関の職員を対象にした事例検討会、介護保険でいう地域包括支援センターの地域ケア会議ですとか、ケアマネ主催の担当者会議になるのですが、そのような会議が設けられないかという意見がありました。会議の名称によって、集まれる機関が決まってくるので、そういった検討する会議ですとか、もっと言うと、研修なども必要になってくるのではなかろうかといった意見もありました。それが相談員の質の担保ですとか、向上のためといったところで括れるものかなと考えています。

もう一つが、相談場所の増設や案内方法というところで意見がいくつかありました。3支援センターが、特定相談や認定調査に非常に忙殺されている現状があるので、センターそのものの在り方ですとか、行政との役割分担をできるだけ明確にさせていただければありがたいという意見もありました。

その関連で、「市内東部には支援センターがないので、できれば、もう1か所増設していただければ、より便利になり、市民の福祉ニーズに対応できるのではなかろうか」といった意見がありました。また、気軽に市民の方がいつでも相談でき、当事者だけではなくて、家族や様々な

関係者も含めて、敷居の低い相談場所があるとよいということ、ワンストップで受けていただけるような場所を少しでも多く市内に準備することができれば、ベターではなかろうか等々、そのような意見がありました。滑り込みとはなりますが、ご報告させていただきます。

この場に同じ部会の委員もかなり多くいらっしゃいますので、私の報告で足りなければ、補足をよろしくお願いいたします。

■会 長

全部で6点ほどご要望があったと感じました。最初のご指摘は、相談支援事業者ではない様々な施設やいろいろな場所で相談を受ける場合がある。その相談をどう全体で情報共有をするかというご要望だと認識しましたが、それでよろしいでしょうか。

■委 員

はい。結構です。

■会 長

そうすると、いかに施設や事業所のネットワークをつくっていくかということにも絡んでくる話ですね。

それから2つ目が、専門員の初任者研修を府中市でやれないかということでしたね。

■委 員

はい。

■会 長

これは可能なのかどうかも含めて事務局と相談をします。やることは可能です。やる気があるかどうかという話です。大きな検討課題になります。

それから地域包括支援センターでやっている地域ケア会議と同じような仕組みで、関連機関による事例検討とか、そういうことができないのかということでした。これもネットワークの絡みになるのか、それとも新しくそのような会議がセットできないかというご要望ですね。

■委 員

はい。

■会 長

それから4番目が、現在ある3支援センターの役割の明確化ということでした。これは、3支援センターがそれぞれ得意な分野を明確化したほうがよいという意味なのでしょうか。

■委 員

指定特定相談事業所であり、現在、サービス計画、ケアに忙殺されており、なおかつ認定調査

等もあります。もちろんすみ分けはできてはいるのですが、本来業務の相談、いわゆる市民の方に寄り添った相談をして、入口からサービス提供まで、さらにはその背景まで掘り下げた支援ということがあるべきところだと思います。しかし、目の前の業務に忙殺され追われていて、本来の業務が滞っているという現状があるという声だったと認識しています。

■会 長

ありがとうございました。5番目は、東部地区に支援センターがないので設置してほしいというお話でした。それから相談のワンストップサービス拠点というのも整備してほしいということでした。その辺は非常にデリケートなのかもしれませんが、一応、今の6点というふうに承ってよろしいでしょうか。

■委 員

はい。結構です。

■会 長

これは、先ほど言いましたように、非常にデリケートな問題なので、その要望がかなう、かなわないは私が判断することではありませんが、この件で事務局から何かあればお願いします。

■事務局

まず1点目について、ネットワークづくりという意味では、障害福祉サービス事業所への支援ということで92ページに記載しており、事業所、作業所、通所施設等での情報共有を進めていきます。作業所については、既に作業所等ネットワークができていますので、そこでの情報共有ができると思います。しかし、それが他の福祉分野との仕組みづくりについてということになると、これから考えていかなければいけないところがございます。

2点目の初任者研修については、予算の問題もありますが、これから検討していかなければいけないと認識しています。

3点目の事例検討については、先ほどお話ししたネットワークの中で実施できるのではないかと考えています。

また、3支援センターの役割分担と、5点目の支援センター増設について、他のセンターの必要性は確かに感じているところであります。なおかつ、精神だったら精神、知的だったら知的と役割を明確にすることで、お互いが切磋琢磨してより良いセンターになっていくのではないかと考えております。

最後に、総合的な相談のワンストップサービスというところでは、福祉計画全体に関わる課題として認識しております。地域福祉計画では、相談をまとまって受けられる場所が役所の中に必

要であるという意見もいただいています。障害者だけではなく、高齢者であったり、児童であったり、生活困窮者であったり、そういった福祉の相談を受けられるような場所ということです。

また、地域でということであれば、現在、国では地域包括ケアということで、厚労省を中心に進めているところです。府中市の地域包括支援センターは、高齢者を中心に構築しつつあると言っていると思います。そこが将来的に児童も障害者も生活困窮者も全ての相談を受けるとい、国としてはそういうことを目指しています。場所としては、地域包括支援センターかもしれないし、地域のどこか違うところかもしれないのですが、今後、検討していく必要があると考えています。

■会 長

事務局と調整して、委員のご要望のうち、盛り込めるようなものがあれば、検討させていただきます。

■委 員

私も自立支援協議会の相談支援部会の一員ですが、相談支援部会で話をしているのは、「サービス利用計画だけが相談支援ではなくて、それ以外の相談の部分が非常に大きいから、その部分をちゃんとしなくてはいけない」ということと、「それを受けられる相談員の力量が必要」ということです。この計画の中には「すべての障害のある人が身近な場所で気楽に相談ができるように」という文章が2か所に入っていて、それはすごく素晴らしいことだと思います。63ページと76ページの一番上に載っています。しかし、68ページの「(2) 重点的に取組むこと」はサービス等利用計画のことに集中してしまっていて、非常に残念です。そのため、先ほどの内容を何か入れていただけるか事務局で検討していただければと思います。

もう一つは、76ページの①の「委託相談支援事業所における相談機能の充実」の内容の最初は、「どこに相談しても適切な支援が受けられるように、『み～な』や『あけぼの』や『プラザ』が連携し」という文章になっていますが、市や委託相談支援事業所につながるまでがあります。そのため、つなぐところの連携や、受け取ったところがきちんとつなぐというような文章を加えていただけると、少し具体性が出ていいかなと思います。

■会 長

関連で、何かございますか。

■委 員

「相談機能の充実」というところで、必ず自立支援協議会の活用ということが入ってくるのですが、確かに自立支援協議会の設置目的の中に、地域の福祉的なものを有機的につなげてサービ

ス水準を向上するとか、支援がうまくいくようにコーディネートするということがあります。相談支援、相談の力を強くしていくために自立支援協議会がつけられたという経緯もあるので、言葉自体を変えるのは難しいのですが、自立支援協議会で相談支援のどの部分を担うのかということに関して、市としての考え方をはっきりさせていただいたほうがよいと思います。現状では、ここにいらっしゃるメンバーの多くの方が自立支援協議会にも出ていて、同じような議論を重ねてしまうことが多々あるわけです。そうすると、時間も無駄ですし、自立支援協議会に出ている方から「ここで何をしたいのかがよく分からない」という質問が時々出てきたりもします。ですので、相談支援機能を充実させるために、計画ではこういう部分を押さえて、その中の自立支援協議会ではこの部分、例えばネットワークの強化については、恐らく自立支援協議会が担うべき部分なのかなと思います。ネットワークの強化については自立支援協議会で一括で検討していくとか、何かそういう方向性みたいなものを市として決めていただいたほうが、後々の活動に無駄もないし、話も早く進むのかなと思います。この文章を変えるということではないのですが、計画を実施する際に、市として頭の中に入れて方向性を出していただいたほうがいいかなと思います。

■会 長

事務局としても検討する宿題を頂戴しました。

■委 員

76ページの①の「委託相談支援事業所における相談機能の充実」の内容の最初には、「障害のある人が、どこに相談をしても適切な支援が受けられるように、市と委託相談支援事業所が連携し」とあります。この「市」というところが極めて漠然としています。市の相談窓口というのは障害者福祉課なのか、一般市民も入るのか、その辺が極めて漠然としていて、市民の中には障害のある人もない人も相談に行く人はたくさんいて、相談に行った人が全員障害があるとは限りません。障害者であっても、判定されていない障害者もたくさんいるわけで、それらの人たちが相談に行った場合を考えると、ここで示されている文章では障害者ときっちり判定された人のみが利用するような感じがあります。しかも、事業所等に通っていたり、それを利用したい人が重視されているような感じがあって、漠然とした訳の分からないことで悩んでいて相談したい人が、どこに行って、どんな相談が受けられるのかということが、まったく入ってきていないと思います。「そもそも障害者の計画とは一体何なのだろう」ということで、「事業所を利用して就労したい人だけのためのものだろうか」という、すごく限定されているという印象をととても強く受けます。ですので、その辺をもう少しふくらませるような文章の書きぶりがないかなと感じま

した。

また、「安心の地域生活」は文言としてどうかというご意見がありましたが、ご指摘があったのは63ページでしたが、82ページの目標も「安心の地域生活」になっています。

■会 長

事務局から、いわゆる一般的な市民の困り事相談ということについて、地域福祉計画ではどのように考えているかということをご説明いただけますでしょうか。

■事務局

全体的な相談支援について、市としてのシステムや概要が、この資料から読みにくいという委員の皆様からのご指摘だと考えています。

実は、本計画書となると、この前段に福祉計画という総論部分が付きます。基本的な考え方などを書くところなのですが、その中に、全体としてどのようなものに取り組むかということに記載させていただきます。その中の1つに、相談支援システムについて記載をさせていただく予定です。詳しいところは地域福祉計画に記載しているのですが、はじめに市でいわゆる総合相談、よく言われるワンストップサービスという、障害でも高齢でも子どもでも生活困窮でも、複合的に絡んでしまっているものも含めて、特にどこにつないでいいか分からないものを受けるという総合相談の窓口を市に設置する予定としています。そこで状況を切り分けした上で、障害サービスが必要であれば障害の担当になりますし、経済的な問題であれば、生活困窮なり、生活保護の対応というようなところになります。

しかし、市に1か所つくるだけでは地域で気軽に受けるという形になりませんので、それを補完する形として、例えば、社会福祉協議会ですとか、地域の社会福祉法人、地域の民生委員とか、そういったところと協力して、仮称ですが地域福祉コーディネーターという、相談のつなぎをするような機能を地域に展開させるということを地域福祉計画の中では考えています。ですので、そのコーディネーターのところにつないでいただいて、そこから総合相談に持って行って、地域で解決できるものであれば、その地域の関係者の方の協力を得ながら、その中で解決していくというような流れを考えています。

恐らく、相談支援を進めるに当たって、関係機関、関係者のつなぎということを構築していくことが大事になっていくかと思いますが、高齢者福祉分野では、地域ケア会議というような形で、地域包括支援センターを中心に、地域の住民、民生委員の方ですとか、自治会、様々な関係機関につなぐ仕組みができつつあります。

今後、障害福祉分野でも、恐らくそういったものを構築していくことが必要であろうと考えて

いますので、自立支援協議会の中で市としての仕組みづくりということをご検討していただくことになると考えています。

■会 長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

■委 員

はい。

■会 長

その他、いかがでしょうか。

■委 員

文章の中では「障害のある人」という言葉がほとんどなのですが、ほかに「障害や障害のある人」、「障害の認識と障害のある人」という言葉が出てくるのですが、これは特に違いというのがありますか。

■会 長

「障害のある人の理解」というのが前回の文章だったのですが、障害のある人だけではなくて、障害そのものを理解してほしい、両方書いてほしいというご意見だったので、そのように処理をさせていただきました。

■委 員

85ページの「⑤ 地域生活への移行」について、ここは保健所でも非常に、特に精神障害の方に関して課題として捉えています。まず、移行というところが一つと、もう一つは定着というところが非常に大きな課題です。⑤の事業の内容を見ると、「安定した地域生活への定着を図ります」と記載されているので、⑤の表題も「地域生活への移行と定着」としていただけるといいのかなと思います。地域生活へ移行しても、定着への支援が難しく、また病状が悪化して病院に入院されるということを何回も繰り返されている方がいらっしゃるのでは、ぜひ定着ということに関しても、移行と同様に重視していただきたいという思いがあります。

■会 長

これも事務局と検討させていただきます。その他、いかがでしょうか。

■委 員

89ページの「② 福祉避難所の確保」について事業の内容に「障害者福祉団体に協力をいただきながら、各障害に対応した避難所の検討を行います」とあるのですが、この検討はどういう方法でやるのでしょうか。

■事務局

まだ具体的な検討はできていないのですが、イメージとして、精神障害のある方であれば、「こういう場所は苦手だ」などのご意見をいただき、「では、こういう福祉避難所がいいのではないか」とか、知的障害のある方であれば、「行動障害などがあるので、周りに何も障害物がなような場所がいい」などのご意見を受けて、「では、そういう場所はどこなのだろうか」とか、そういった対応になると考えています。

また、福祉避難所に関しては、通所施設等と協定を結んで、ご協力をお願いしていくことになるだろうと考えています。

■委員

災害のときは、車も動けない、人も動けないというところで、決まった避難所に「この資格の人はここへ来なさい」とか、「肢体の人は、こちらに来なさい」ということは無理です。どこへ連絡すれば、必ず迎えに来てくれるのか、どこへ避難すればいいのか、どんな方法、何を持っていけばいいのかとか、軽い障害の方なら体が動くけれども、重い人たちは、車いすも動かない、エレベーターも動かない、車も動かないとなると、どこへどういう方法で避難したらいいのかとか、そういう方法を市としてももう少し考えていただければと思います。

■事務局

今のご意見に関しては、ある意味、自助と互助ということだと思います。恐らく、市で物理的に誰かを派遣するという事は難しいと思いますので、ある程度は近所の方に何とか、災害時要援護者事業を活用しながら、支援していただくことになると思います。名簿に登録している人が避難をうまくできていないようなときに、ようやくそこで、ボランティアの方を活用するのかまだ分からないのですが、市の中で「では、どこどこに誰々さん、行ってください」といった動きができるようになると思います。市が動くまでの時間はかかってしまうと思いますので、まずは、災害時要援護者事業を活用しながら地域で支援するということと、あとは、先ほど委員がおっしゃったような「車いすの運びに苦労がある」というようなご意見を伺いながら、体制づくりを考えていきたいと思っています。

■委員

避難する人も高齢で、支援する一般の方も高齢になって、お互いに高齢だから「助けてください」なんて言われると困るわけです。難しいと思います。日ごろから訓練などをやっていないと、突然の対応は無理です。何かほかにもいい方法がないかなと思っています。お願いします。

■会長

事務局には、今後、この福祉計画の中で、具体的に避難方法とか、避難対象とか、在り方だとかを検討する過程の中で、委員がおっしゃったようなことを検討していただきたいと思います。

■委員

実際に民生委員として各家庭を回っているのですが、高齢者の方でも、まだ名簿に届出をしていない人が多くいると思います。障害を持っている方でも恐らく届出をしていない人がいます。

また、私が担当しているところでは、現状は、支援者という方は一人もいないのです。サインしていただける方は一人もいません。ですから、今後、行政として、警察や消防とはどのように連携を取っていくかが課題だと思うのですが、いかがでしょうか。

■事務局

災害対策基本法が改正され、発災時には消防や警察に名簿が渡すことができますので、そこで情報を共有できるかと思います。

動員面ですぐに駆けつけられるかどうかという、やはりまだ課題があると思います。想像の域になってしまうのですが、名簿を見て「この人が来ていない」となった段階で、動ける方が動くという感じになるのだと思います。それは消防かもしれないし、警察かもしれないし、また、市の職員かもしれません。また、ボランティアの方が来てくれる場合でも、来るのはかなり先の話になってしまうと思うので、いずれにしても、同意を得る、得ないは別にして、名簿は作成するようになってくるかと思いますので、それを使って何らかの支援をしていかなければいけないと考えています。

■会長

災害などの場合は、単に障害の問題だけではなくて、高齢者の問題とか、いろいろな問題が絡んでくると思います。市が具体的な避難方法を検討するときに、皆さま方から出たご意見をぜひ参考にさせていただきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

■委員

87ページの「② 保育サービスの充実」の「障害児保育」の内容には、「民間保育園の新設時などにあわせて障害児入所定員枠を拡大します」とありますが、民間の幼稚園で、そういう枠はないのでしょうか。

■事務局

枠の確保については確認していないのですが、実際に幼稚園に通っている方はいると思います。その園の趣旨、方針等に沿えば、通園が可能な子であれば通っていると思います。

■事務局

幼稚園というのは、すべて東京都、都道府県単位での認可ですので、障害児枠がどのくらいあるかということは、東京都の指導に基づいて対応してきた状況があります。しかし、平成27年度から子ども・子育て支援法が本格施行になりまして、新しく認定こども園や幼稚園が施設型給付の対象になってくるということになりますと、その状況が明確に把握できるのかなと思っています。今はまだその計画の策定中であり、幼稚園によっても、今までの給付で残る幼稚園と、施設型給付の対象になる幼稚園があります。府中市内の幼稚園もまだ検討中というところですので、障害者枠の状況が確定できるかどうかという点は、現在動いているというところです。

■会 長

その他、いかがでしょうか。

■委 員

全体に関わるところなのですが、「障害のある人」という表現がずっとありますが、これは難病の方も入るし、手帳の取れていない方ももちろん入るのですよね。その定義をどこかで書いていただいて、その後の文章は「障害のある人」と略していると書いていただかないと、読みにくいと思いました。61ページの視点2が定義に当たると思います。また、障害者手帳の対象になっていない人も・・・と書いてある人たちも含むという理解でよろしいですか。

■会 長

確認と「定義を書いたほうがよろしいのではないか」というご意見ですが、事務局いかがでしょうか。

■事務局

視点2でもうたわれていますので、どこに記載するかはこれから検討させていただきたいと思いますが、委員のおっしゃるとおり、言葉の定義を記載させていただけたらと考えています。

■会 長

よろしゅうございますか。この項目にはだいぶ多くの意見をいただき、本当にありがとうございます。他にありませんでしょうか。

■委 員

89ページの災害時の支援体制の構築について、東京都としては、在宅人工呼吸器使用者に対して、災害時個別計画を立てていただくということになっていますが、それは「① 避難行動要支援者支援」に含まれるということでもよろしいですか。その文言が出てきてないので。府中市でも作成されているとは思いますが、まだ全員に対しては作成されていないと思います。少なく

ともこの計画が終了するまでには、全ての人工呼吸器使用者に対して個別支援計画というものを作成していただきたいと思います。

■事務局

人工呼吸器使用者への対策について、保健所と市が関わって作成している具体的な計画は健康推進課が担当となります。89ページの文言については、障害のある方全体を想定した計画となっていますので、各論に入った部分というのは、当然、その中で動いていくということになると考えています。

■会長

よろしいですか。

■委員

はい。

■会長

その他、いかがでしょうか。

■委員

単なる感想なのですが、障害のある方というのは、府中市民で、生活者です。別に障害者ではなく、初めは生活者であり、その一部に障害があるということです。障害者計画というのは、障害者というところをまったく分けておいて、その方たちが特化して使えるサービスを紹介するというような印象を受けてしまいます。本来ならば、生活者としてどこにでも相談に行っていっていいわけで、一般市民の相談でも何でも使えるわけで、自分の障害に関する部分で、ほかのところでは補えないところを特化されたサービスを利用するという意味合いなのです。それが、どうも障害者計画というと、障害者だけが分けられているという印象を受けてしまうのですが、これは今、日本社会全体でそういう雰囲気があるからしょうがないのかと思いますが、本当は、障害がある人々というよりも、生活者としての一市民の中に一部障害があるということを考えるのが正しいのではないかと思いました。だから、どうしたほうがいいのかは言えないのですが、そんなことを感じました。

■会長

ごもっともなのですが、障害者計画とか障害福祉計画というのは、法律で策定することが自治体に言われています。

■委員

常識がそうですものね。

■会 長

それを包括したところは、全体の福祉計画というところに収れんしていくとご理解いただけませんかでしょうか。

■委 員

結構です。

■会 長

それでは、今日いただいた意見については、皆さま方にお配りした資料3のようなものを作って、皆さま方にフィードバックをさせていただきたいと思います。

それでは、次の項目に移らせていただきたいと思います。次は、第5章の96ページ以降です。それでは、事務局からご説明をお願いします。

■事務局

それでは、資料2の95ページをご覧ください。第5章として障害福祉計画（第4期）を掲載しております。基本的なかたちは現行計画と同じでございますが、現行計画に入っていない障害児に関するサービスを追加しております。本日お示ししております障害福祉計画の素案につきましては、数値目標や見込量等を記載しておりませんので、主に構成や枠をご確認いただきたいと思います。

(※ 資料2の95～110ページについて説明)

本章につきましては、今後、実績値の把握や計画値の精査を行い、作成してまいります。国や都の動きにより随時変更が入る旨をご了承いただきますようお願いいたします。

■会 長

委員の皆さま方には、空欄が多いので疑問を感じた方もいらっしゃると思いますが、実は、この数値と2番目の「見込量確保のための方策」というのが次回以降の検討事項になります。先ほど事務局からお話があったように、今日、皆さま方にご確認いただくのは「こういう枠組みで次回以降やっていきますが、よろしいですか」ということです。この中身は、次回以降のテーマということで、ざっと見ていただければと思います。

■委 員

97ページの「サービスの仕組みとその内容」の図について、障害者総合支援法の府中市の部分で、自立支援給付の左側が相談支援となっておりますが、これは介護給付の間違いだと思います。

また、98ページに、サービスの内容の説明があるのですが、居住系サービスにグループホームとケアホームが並列で書いてあるのですが、ケアホームはいらないと思います。

また、99ページの地域生活支援事業の中に、日中一時支援を入れなくていいのかなと疑問に思いました。

■会 長

ご指摘のとおりです。

■委 員

99ページの「障害のある児童に向けたサービス」の「児童発達支援」の説明は、「障害のある児童」となっていますが、87ページの児童発達支援事業では「療育が必要な子ども」となっています。法律の上では、確か「障害のある児童」となっていたと思うのですが、87ページと合わせる必要があるのかということを確認しておいたほうがいいと思います。

■事務局

委員のおっしゃるとおりであり、合わせるほうがいいと思います。ただ、法律に則した説明でございますので、「障害のある児童（療育が必要な子ども）」という表現になるかと思えます。

■会 長

では、事務局と調整させていただきます。ご指摘、どうもありがとうございました。その他、ありますでしょうか。

それでは、ご指摘のありました総合支援法のサービス体系と、それから98ページ以下のサービスの内容については、事務局でもう一回精査をしていただきたいと思います。

それ以外のところで、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

■委 員

障害者総合支援法で難病が対象になったので、サービス系そのもの、居宅介護や生活介護が平成25年度に伸びたのではないかと思いますのですが、実績としてはどうなのでしょう。これまでの伸びと同様の伸びなのでしょう。今度、難病が300疾病に増えます。難病の患者さん自体の数が増えるかどうかというところでは、130が300になる以上には恐らく増えないのですが、今後の見込量を算出するに当たって、今年度、昨年度の動きというのが重要なのかなと思えました。

■事務局

これまで難病ホームヘルプ事業を受けていた方がそのまま移行しているという状況です。相談があって給付している方もいるのですが、あまり伸びておらず、実績は2人だけです。来年の8月には300疾病に拡大しますので、その中で障害福祉サービスが必要な方には当然給付されるようになるのですが、実際には大きく変化はないのではないかと考えております。居宅系のホ

ームヘルプなどは、もう少し伸びるのではないかという予測はしております。

■委員

はい。ありがとうございました。

■会長

その他、いかがでしょうか。

(※ 発言なし)

特になければ、このような枠組みで整理をさせていただくということをご確認いただいた上で、次回以降、この件につきましては、また忌憚のないご意見、ご質問を賜りたいと思います。

それでは、第6章について、事務局からご説明をお願いします。

■事務局

資料2の111ページをご覧ください。この章では、計画策定の後、どのように計画を推進していくかについて述べております。現行計画とほぼ同じ内容となっておりますが、国の基本指針にて計画推進のPDCAサイクルについて示されておりますので、その点について図等追加しております。内容としましては、計画策定の後、計画に記載の事業を実施し、定期的に事業実績を把握することで計画の評価を行うというものです。また、114ページにかけて、自立支援協議会との連携や、当事者や家族等のネットワークへの支援、そして市役所内部の体制整備等についても記載しております。

本章につきましては精査が不十分なところもございますので、ご意見等いただき、作成してまいりますと存じます。

■会長

ご存じの方は多いと思いますが、PDCAサイクルというのは、第4期の障害福祉計画につきまして、厚生労働省から指示があったものです。

■委員

113ページの地域自立支援協議会について質問があります。この協議会のメンバーの方が今日の会議にもたくさんいらっしゃるということを知ったのですが、各自治体にこういった協議会があって、それぞれ自治体で運営に特色があるようなお話を時々うかがいます。会長が学識経験者の場合もあるようです。それにつきまして、今日はメンバーの方がいらっしゃるということで、府中市の自立支援協議会の特色や特徴、それから自立支援協議会を今後運営するに当たって、今現在、課題になっていることがありましたら、教えていただきたいと思いました。

■会長

自立支援協議会の委員の方にご説明いただいたほうがよろしいですかね。

■委員

私は、府中市の地域自立支援協議会の会長をしています。特色は何かと言われて、自分で自分を評価するのもよく分からないのですが、私は障害者団体である親の会の会長をしている立場であり、その立場で自立支援協議会の会長をしているという地域がさほど多くないと認識しています。

ほかのところの資料などを見ますと、学識経験者の方や相談機関の方が、事務局や会長といった立ち位置で会議をリードされているということが多いように思います。そこから考えると、府中市の場合は、障害当事者や障害者団体が会長になっていたり、前期はサービス提供事業者の方が副会長に入っていたので、実際に障害当事者であるとか、現場で活動している人が自立支援協議会を担っているというところが、一番の特色だと思っています。

また、ほかのところの状況を聞くと、専門部会を固定しているところが多いように思います。多いのが相談部会、就労部会、当事者部会、暮らしの部会等になりますが、そういったかたちで部会を固定して、メンバーを少し入れ替えながら、その課題について継続して協議しているというところが多いように思います。府中の場合は2年ごとに委員が入れ替わるのですが、新しく立ち上がったときに、まず「今期は、何について協議しますか？」ということを経営の皆さんに呼び掛けて、その中から出てきたものについて専門部会を立ち上げて、2年のサイクルの中で一定の結論を出して、それを市長に報告するという形式を取っています。それが府中の自立支援協議会の特色かなと思います。

今現在の課題としては、連携が必要であるということはいつも言われますが、実際にどうやって連携するのかということだと思います。事業者間の連絡協議会みたいなものは、例えば、作業所であれば作業所連絡会があったり、居宅の事業所であればその事業者同士の集まりが既にあるのです。事業者の一種の枠組みを超えたところでの連携ということが、府中市の中ではできていないので、それをどうするかというのがこれからの課題なのだと思います。何か、補足することがあれば、お願いしたいと思います。

■会長

自立支援協議会の他の委員さんで、日ごろ感じていらっしゃることはありますか。

■委員

精神障害の家族会を自立支援協議会に入れていただいているので感謝しています。東京都内の自立支援協議会で精神障害者の家族会を入れていただいているところは18か所にとどまります。

本当にありがたいです。親の会の会長さんが自立支援協議会の会長をしていただいているので、民主的な感覚があり、とてもうれしいと思っています。

■会 長

ありがとうございました。そのほか、第6章につきまして、ご質問、ご要望がありましたら、お願いしたいと思います。

■委 員

障害者総合支援法の見直しの中で、自立支援協議会の見直しということがあり、「自立支援協議会という名称にこだわらず、変えていい」となっているのですが、府中市はこのまま行くのでしょうかという確認です。

■事務局

変えるということは考えていません。ただ、先ほどの、方向性を示してほしいというご意見については重く受け止めています。内部で検討して、自立支援協議会にはこういうことを考えてほしいということを具体的なものにしたほうがいいのかと考えています。

■会 長

その他、いかがでしょうか。

先ほど申し上げましたが、次回以降、第5章、第6章というのが議論のテーマになっていきます。特に第5章では、こういう枠組みで整備していきたいということのご確認をいただいたということ、それから第6章は、現行計画にも同じような項目がありますので見比べていただいて、次回以降、議論をしていただければと考えています。そういうことでよろしければ、議題の2はこれで終わりということにさせていただきます。

3 その他

■会 長

それでは、「3 その他」につきまして、事務局から連絡事項等ありましたらお願いしたいと思います。

■事務局

今後の計画策定の動きについてご連絡いたします。本日ご協議いただいた内容を再び事務局にて検討し、正副会長にご確認いただきながら、素案を修正し計画原案といたします。その原案を、今月31日に開催いたします府中市福祉計画の審議会にて確認していただいた後、秋に実施予定のパブリックコメントへと進んでいく予定でございます。

本協議会の次回予定としましては、本日からのみご確認いただいた障害福祉計画（第4期）の具体的な検討のため、9月の開催を予定しております。日時が決定いたしましたら、委員の皆様へ開催通知を送付いたしますので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

■会 長

それでは、委員の皆さまから、何か最後にご要望、ご質問がありましたら、お願いします。

(※ 発言なし)

特になければ、本日の議事は終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上